

令和6年度苅田町環境審議会(第3回)

令和6年9月26日(木) 13:30~

苅田町
環境課廃棄物対策担当



令和6年度環境審議会を開催日程



第1回(5月20日)

諮問「次期ごみ処理方式について」
内容:現状の課題分析、最適な処理方式の検討

第2回(7月26日)

内容:前回の委員質疑(意見)及び事務局回答、
各処理方式のコスト比較、最適な処理方式の決定

第3回(9月26日)

内容:前回の委員質疑(意見)及び事務局回答、
今後の具体的な取組みについて(諸条件の確認)

※環境審議会委員の更新(新任期:令和6年10月6日～令和8年10月5日)

第4回(10月中)

※進捗状況により追加を検討

第5回(11月18日)

答申「次期ごみ処理方式について」



●総事業費、供用開始時期等の比較検討の結果、次期ごみ処理方式は、「町単独での中継施設の新設(北九州市への処理委託)」が最適である。

⇒【資料1】ケース④「町単独での中継施設の新設」を選択することでのトータルコスト削減額は、ケース⑤「1市2町での中継施設の新設」で獲得可能な交付金額(3.4億円)を上回り、(一定期間の)総事業費の比較においてもメリットがあるという結果となった。

エコプラントの操業停止というリスク回避のためにも、早期の事業着手に大きなメリットがあると考えられる。

前回の委員からの御質問(御意見)



前回の質問項目(14個)を大別すると、下記の5つに分けられる。

①現処理施設から新処理施設への移行について

②新処理施設(中継施設)について

③北九州市への処理委託について

④北九州市へ持ち込む際の分別について

⑤新方式のSDGsへの貢献度について

事務局より再度ご説明させていただきます。

①現処理施設から新処理施設への移行について



(委員質問・事務局回答)

Q.新たに中継施設を建設する際、エコプラント内の(燃やせるごみの処理ルートで使う)分別施設や粗大ごみ処理施設は残したまま建てることとなるのか？

A.ごみ処理の連続性を保つため、現在の分別施設をそのまま使うことはない。粗大ごみ処理施設は、そのまま継続して使用する予定。

Q.中継施設を建設した場合、町民・町内事業者のメリット・デメリットは？

A.町内にごみを直接持ち込める施設が維持されるというのがメリット。災害廃棄物処理の点からも。デメリットは特にないと考えている。

Q.現エコプラントについて、新施設の供用開始年度が最短でも4年後ということだが、それまで確実に持つのか？

A.最低限の機能維持が図れるよう計画的に修繕を進めており、引き続き努力していく。

Q.新方式への移行について、現エコプラント従業員の雇用の継続性については？

A.必要な人員は、現在の従業員を優先的に雇用するように引受先企業に依頼。

現方式の処理ルート(粗大ごみ処理施設はそののまま)



町内

現エコ敷地内

町外



可燃ごみ



RDF化施設



RDF



UBE 九州工場①



粗大ごみ



粗大ごみ処理施設

金属類、小型家電、
蛍光管等



再資源化業者



再資源化業者

木製品、プラ類、ガ
ラス陶器類、靴鞆、
テープ類等



UBE 九州工場②

カレット、廃ビニー
ル類等

アルミ、スチール、ビ
ン、ペットボトル



再生処理業者

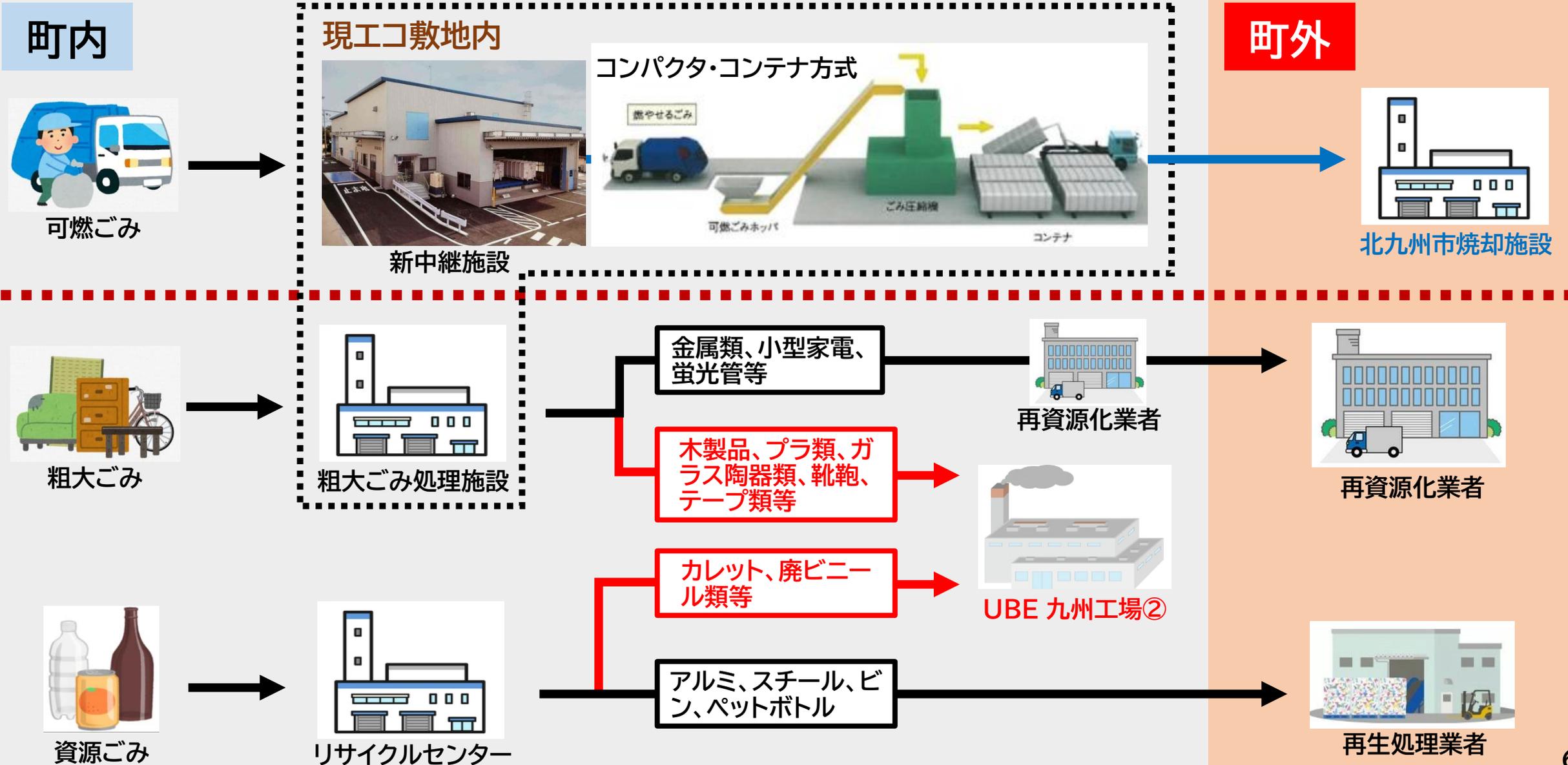


資源ごみ



リサイクルセンター

次期方式の処理ルート(「可燃ごみ」ルートの変更)



新中継施設の建設予定地(メリット・デメリット)



新中継施設は、現在のエコプラント敷地内に建設予定であるため、町民・町内事業者にとって、**利便性は変わらない。**

北九州市での処理になっても、町内に(町民・事業者が)ごみを直接搬入できる施設を維持することは、大きなメリット。(災害廃棄物処理の点からも)

リサイクルセンター
(そのまま稼働)



新中継施設への切り換えについて(年数・雇用)



「つなぎ」のイメージ(ケース④の場合)

	RDF化施設	新中継施設	粗大ごみ処理施設	
R7	稼働(維持)	施設整備 (4年間)	稼働	設備改修 (紙ごみ・プラ容器類にも対応)
R8	稼働(維持)		稼働	
R9	稼働(維持)		稼働	
R10	稼働(維持)		稼働	
R11	(移行)	供用開始	新設備供用開始	
R12	(後処理検討中)	稼働	稼働	

※ 中継施設を新設し、現在「燃やせるごみ」として分別している紙ごみ・プラごみを(分別方法の変更により)粗大ごみ処理施設で処理することとなった場合、人員については現状と同じ規模が必要となると想定。



②新処理施設(中継施設)について

(委員質問・事務局回答)

Q.中継施設で採用される「コンパクト・コンテナ方式」の詳細は？

A.収集したごみを大型コンテナに圧縮して詰め込み、アームロール車(10トン車)で輸送する方式。

Q.中継施設について、異臭は発生しないのか？

A.中継施設内で収集してきたごみ袋を破らずに圧縮するだけなので、現処理施設に比べて臭気レベルが悪くなることはない。もちろん脱臭装置も設置する予定。

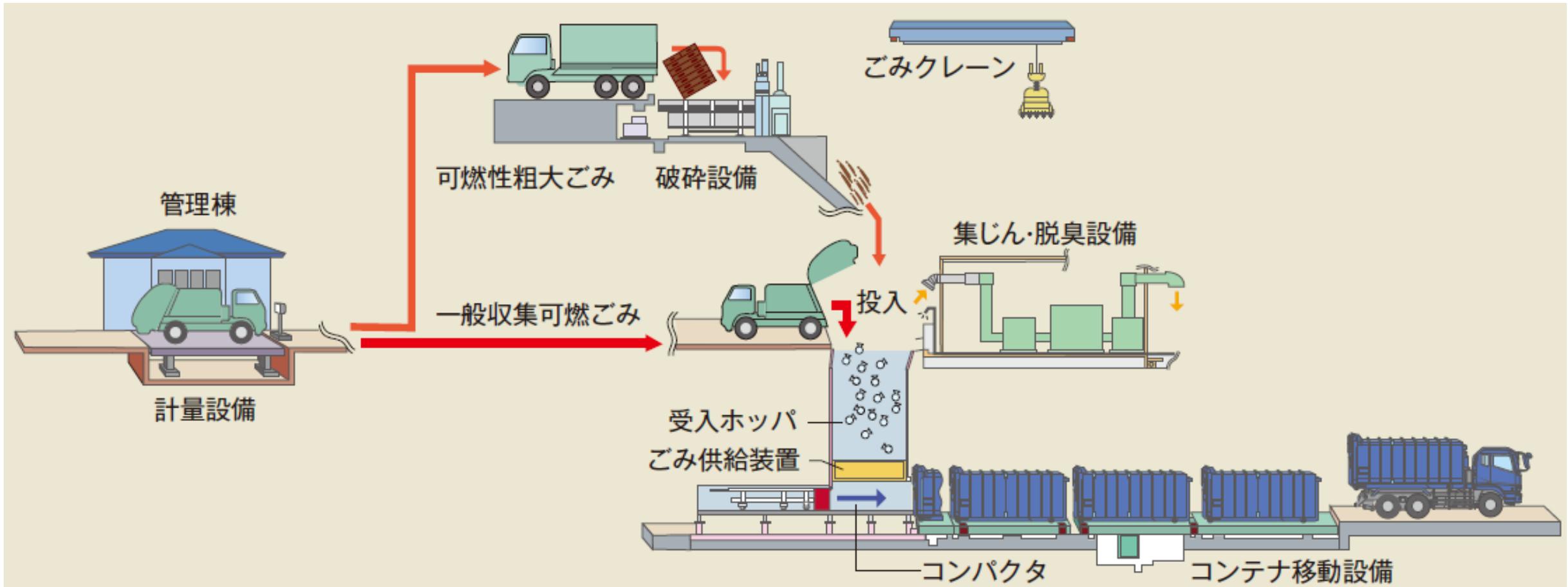
Q.中継施設の維持管理費は？老朽化した時の修繕費は高額？

A. 現処理施設に比べて機械設備が少なくて済むため、維持管理費は安くなる。



「コンパクト・コンテナ方式」について

日本で多く採用されているごみ中継輸送方式。
収集されたごみは、受入ホッパーを経て、コンテナに圧縮され詰め込まれる。

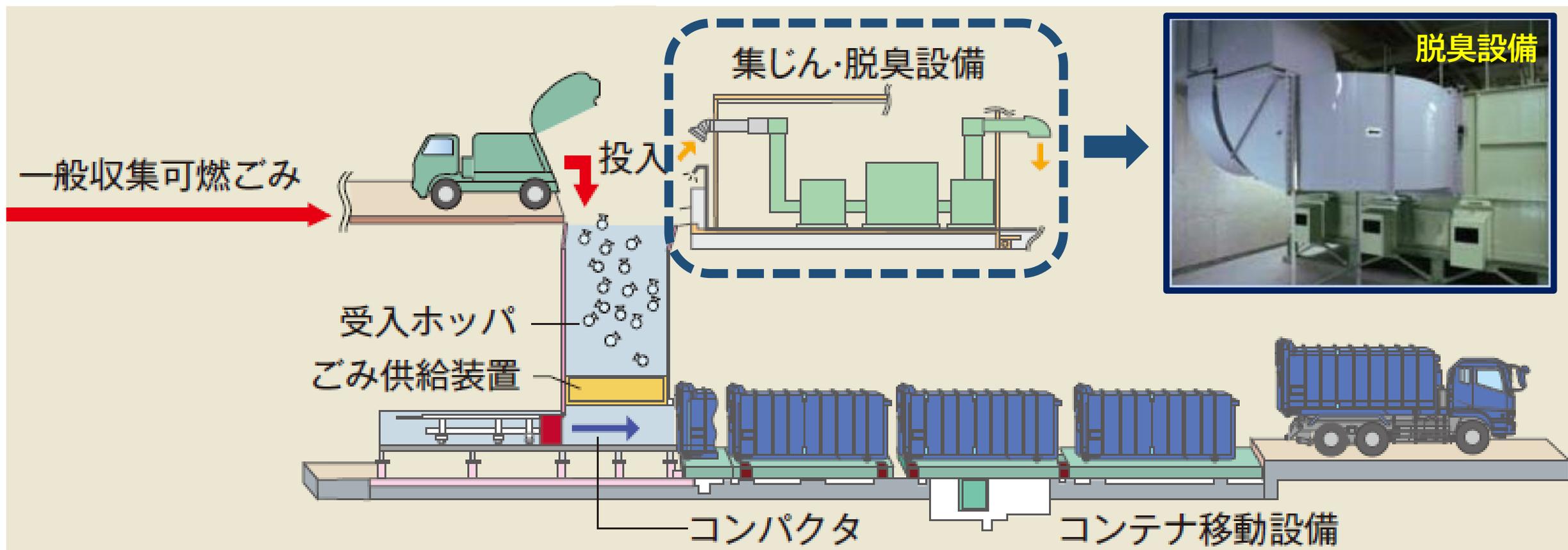


中継施設の脱臭設備について



脱臭設備・集じん設備は、標準的設備として、必ず設置するもの。

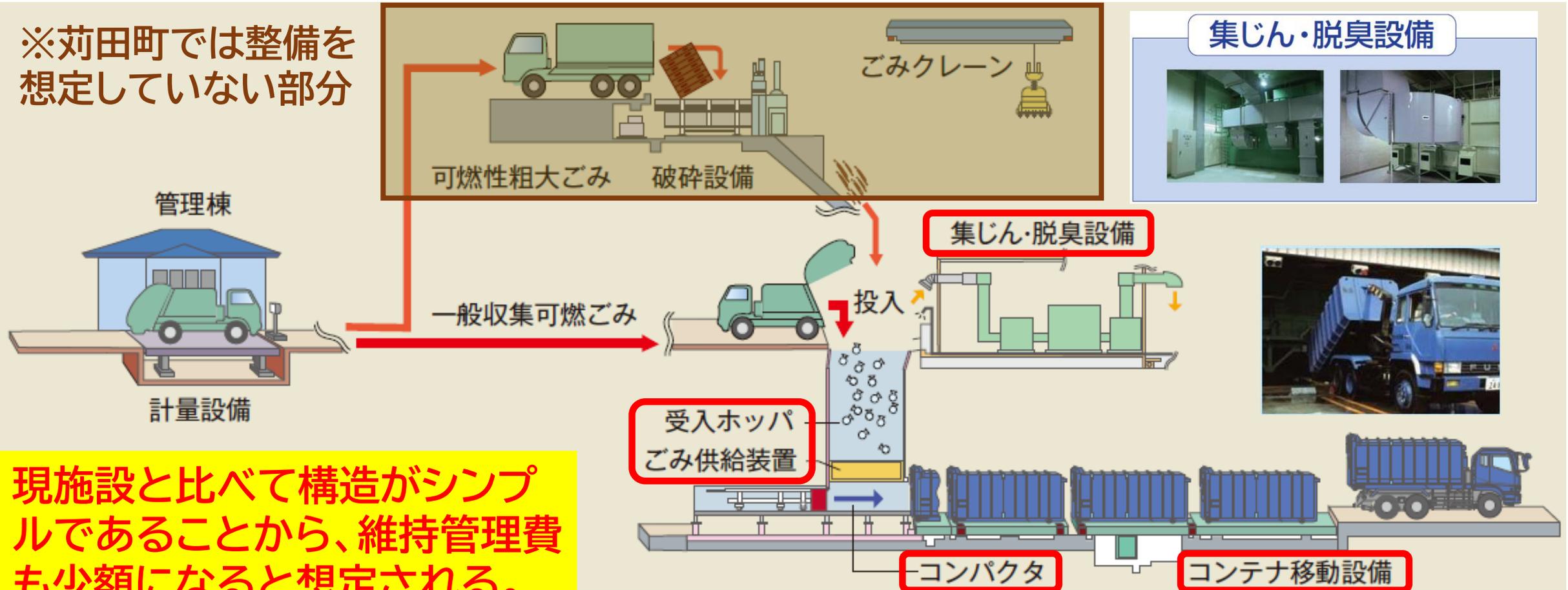
中継施設では、ごみを(袋も破らずに)そのまま圧縮するため、乾燥工程がある現処理施設よりも臭気が抑えられることが想定される。



中継施設の維持管理費・修繕費について



※苅田町では整備を想定していない部分



集じん・脱臭設備



現施設と比べて構造がシンプルであることから、維持管理費も少額になると想定される。破碎機・乾燥機・成型機を設置しない点は、維持管理費上、大きな節減効果を生む。



③北九州市への処理委託について



(委員質問・事務局回答)

Q.仮に北九州市が焼却施設を建替えたり、大規模改修を行うことになった場合、(日々の処理費とは別に)費用負担を求められるのでは？

A.(現時点では)北九州市が1トン当たりの処理単価2万円とは別に、建設費用や改修費用という名目で搬入市町に費用負担を求めるといったことはないと考えている。

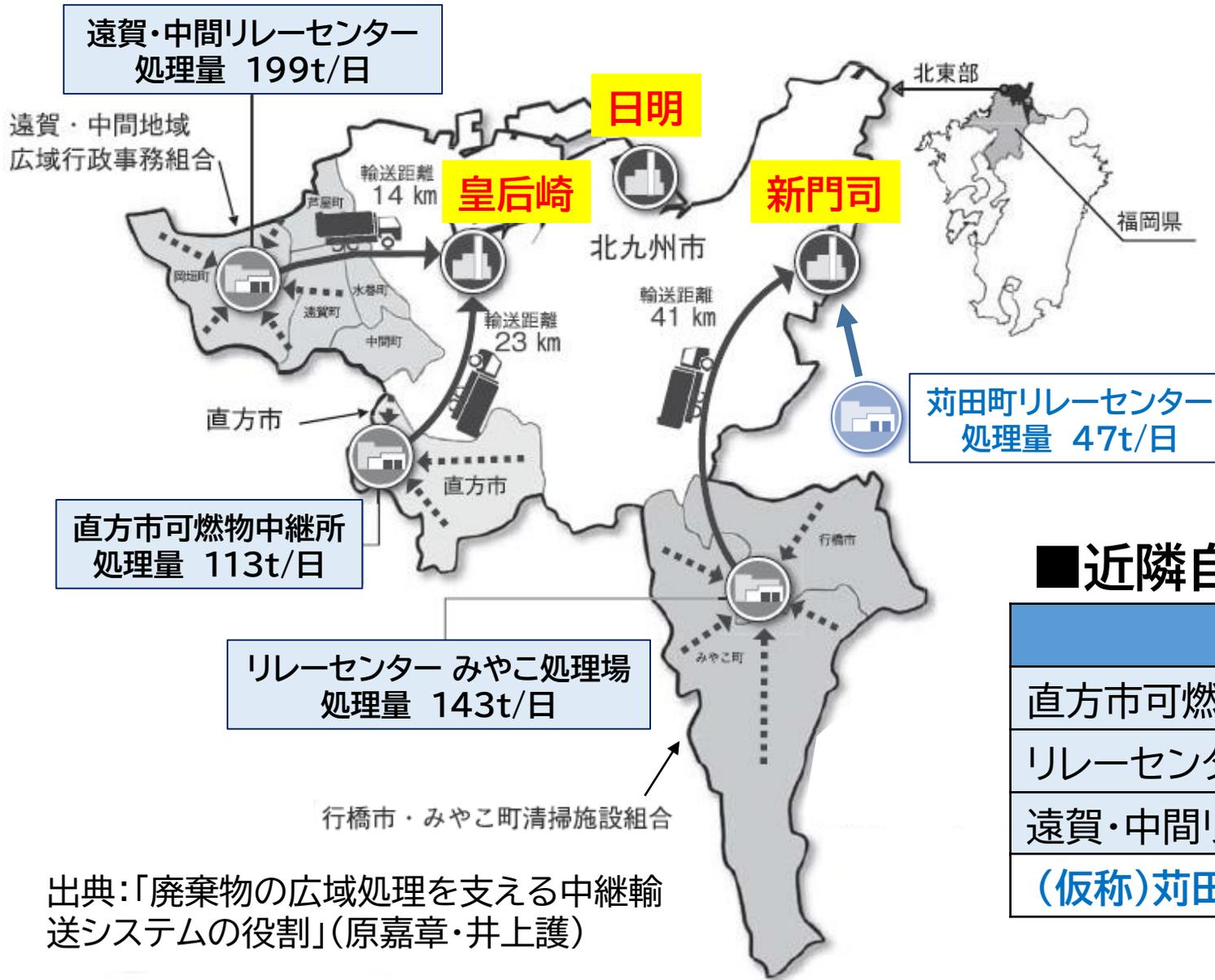
Q.北九州市への処理委託について、委託料(処理単価)の値上げを求められているという話を聞いたが？

A.北九州市が値上げする意向を持っているということは事務局も把握しているところ。しかし、値上げが行われた場合でも、(単独で焼却施設を建設して運営するよりは)より安価で安定的な処理ができるのではと考えている。

Q.苅田町が新たに持ち込む場合、北九州市のキャパは大丈夫なのか？

A.北九州市処理施設の処理能力や余力から判断して、苅田町のごみ量(年間1万トン程度)がプラスされることで支障が出ることはないと考えている。

北九州市処理施設と近隣の中継施設



中継施設



ごみ焼却施設

北九州市の焼却施設

工場名	竣工年月	処理能力
新門司工場	平成19年3月	720t/日
日明工場	平成 3年3月	600t/日
皇后崎工場	平成10年7月	810t/日

近隣自治体の中継施設

施設名	運用開始	処理能力
直方市可燃物中継所	平成13年度	113t/日
リレーセンターみやこ処理場	平成17年度	143t/日
遠賀・中間リレーセンター	平成19年度	199t/日
(仮称)苅田町リレーセンター	令和11年度	47t/日

出典:「廃棄物の広域処理を支える中継輸送システムの役割」(原嘉章・井上護)

北九州市処理施設(新門司工場)の稼働率



▼新門司工場の稼働実績(R5)

設備	処理能力	項目	R5数値
1号炉	240t/日	実稼働日数	207日
		最大処理量	49,680.0t
		実績焼却量	43,076.3t
		稼働率	86.7%
2号炉	240t/日	実稼働日数	187日
		最大処理量	44,880.0t
		実績焼却量	39,011.9t
		稼働率	86.9%
3号炉	240t/日	実稼働日数	247日
		最大処理量	59,280.0t
		実績焼却量	50,942.9t
		稼働率	85.9%

差:20,808.8t

差:6,603.7t

差:5,868.1t

差:8,337.1t

▼工場全体の稼働率

項目	R5数値
最大処理量	153,840.0t
実績焼却量	133,031.2t
稼働率	86.5%

▼苅田町ごみ量を加味

項目	R5数値+想定
実績焼却量	133,031.2t
苅田町想定	11,140.0t
合計	144,171.2t
稼働率	93.7%

(北九州市HP「ごみ焼却工場の維持管理状況」から抜粋)

④北九州市へ持ち込む際の分別について



(委員質問・事務局回答)

Q.北九州市へ処理委託をすることになった場合、ごみの分別方法は変わるのか？
(町民の負担が増えるのか？)

A.北九州市に処理を委託する「燃やせるごみ」について、現在、RDFの熱量確保のために分別していない「やわらかいプラスチック類」(容器包装プラスチック)を新たに分別する必要がある。プラ新法で分別が努力義務とされているもの。

Q.どこの自治体もそうだが、ごみの分別が完璧とは言えない。北九州市へ持ち込んだ際に不適物が混じった場合は大丈夫なのか？(迷惑を掛けないか？)

A.現在の北九州市の分別状況を見ると、ある程度の金属類・プラスチック類が入ることを想定(許容)していると思われる。現在の苅田町の分別や収集体制を維持すれば迷惑をかけることはないと考えている。(容器包装プラスチックの分別を新たにスタートした場合も同様。)

「燃やせるごみ」の分別方法の変更(苅田町)



分別区分・出す場所	収集曜日	対象物
燃やせるごみ 袋に入れて ※不燃物は絶対に入れないでください (故障の原因になります)	毎週 右上図を参考に正確に記入してください 曜日と 曜日	●台所ごみ (水切りをして) ●枯れ葉・生花 ●紙おむつ (汚物を取り除いて) ●プリン・豆腐・卵の容器 ●調理用油 (固めるか紙に吸わせる) ●アルミ箔 ●草 (枯らして土をよく落として) 多量の場合は、自己搬入または何回かの収集日に分けて出しましょう ●発泡スチロール ●雑誌・新聞 (厚いものは裂いて、多量の場合は資源回収へ) ●ラベル
資源ごみ 袋に入れて	毎週	●空きビン (化粧ビン) ●取り除いた金属製の缶 (アルミ・スチロール) ●ペットボトルのふた ●ペットボトルのキャップ ●PET
大型の燃やせるごみ (金属類)	毎週	●ソファー (金属製の脚が入っているもの) ●スプリングベッド ●自転車 (三輪車) ●石油ストーブ (灯油を抜いて) ●フライパン 鉄なべ ●その他 ●応いす ●ベビーカー ●チャイルドシート ●ゴルフバッグ、クラブ ●お茶ケース (金属) ●トタン (金属)
大型の燃やせないごみ	毎月	●木製の家具 (机、イス、たんす、本棚、2段ベッド) ●ぬいぐるみ ●カーペット ●木・板 ●ふすま、障子 (ガラスは他の燃やせないごみに出してください) ●ホース (50cmに切って) ●よしず ●カーテン、シーツ類 (ひもで縛って) ●ブルーシート、ビニール類 (50cm四方に切ってひもで縛る)
家電ごみ (電化製品)	毎月 第3回目の曜日	●ステレオ ●ファンヒーター (灯油を抜いて) ●小型の家電ごみ (掃除機、炊飯器、ポット、トースター、ドライヤー、アイロン等) ●TV ●エアコン ●電子レンジ ●冷蔵庫・冷凍庫 ●電気カーペット ●洗濯機
その他の燃やせないごみ 袋に入れて	毎月 第4,5回目の曜日	●プラスチック製品 ●シャンプー・洗剤類の容器 ●スーツケース ●蛍光管・電球 ●ライター ●乾電池 ●カイロ ●油の付いたペン・ボールペン ●工具 ●玩具類 ●傘(かさ) ●茶袋、缶 ●革靴・シューズ・長靴類 ●ビニールトタン ●カガミ ●ガラス類 ●刃物 ●水筒 ●水筒 ●水筒 ●水筒

「燃やせるごみ」の中からリサイクル可能なごみを取り出すことで減量が図れる

⇒ 『プラスチック類』 + 『紙ごみ』

「燃やせるごみ」のまま

- 台所ごみ (水切りをして)
- 枯れ葉・生花
- 紙おむつ (汚物を取り除いて)
- アルミ箔
- 調理用油 (固めるか紙に吸わせる)
- 雑誌・新聞 (厚いものは裂いて、多量の場合は資源回収へ)

紙ごみも

新たに分別(プラスチック類)

- プリン・豆腐・卵の容器
- 発泡スチロール
- ラベル

プラスチック資源循環促進法の努力義務



『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』(令和4年4月1日施行)

法第31条に基づき、市区町村は、**プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するよう努めなければならないこと**となっている。(⇒努力義務)



容器包装リサイクル法の指定法人へ引き渡すことで再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施

再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

- プラ類のリサイクル方法として、
- ①法第32条に基づき、容器包装リサイクル法の指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)に委託し、リサイクルを行う方法
 - ②法第33条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいてリサイクルを行う方法
- ※①、②のどちらかを市区町村の状況に応じて選択することができる。

プラスチック資源循環促進法の開始時期について



●市区町村の開始時期について

『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』は令和4年4月1日に施行されたが、各市町村の実施時期については、具体的な定めはない。

環境省『「プラスチック」に係る資源循環の促進等に関する法律』の普及啓発ページ
『よくあるご質問』

Q. いつからプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を実施しないといけないのですか？

A. 法律上、開始時期に関する具体的な定めはありませんが、市区町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされたことを踏まえ、準備が整い次第実施していただくようお願いします。

⇒本町では、現方式(RDF化処理)を続ける間は、実施できない。



令和4年度プラスチックの資源循環に関する 先進的モデル形成支援事業の各自治体の 結果概要について

令和5年6月

環境省 環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室

環境省実証・調査事業

プラスチック資源の効率的な収集・リサイクルの推進に資する先進的なモデル形成に取り組む地方公共団体を対象に、「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を実施。

本事業で採択した16事業における結果をとりまとめた報告資料。

プラスチックリサイクル(分別)を実施できない理由



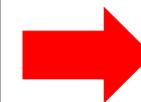
鹿嶋市(茨城県)の取組み 報告書P18~22

鹿嶋市① 基礎情報



- 鹿嶋市では、現在ごみ固形燃料(RDF)化処理方式を採用し、燃料としての熱量確保のために「やわらかいプラスチック」を燃やすごみとして収集・処理しており、RDF化処理に適さない「かたいプラスチック」は燃えないごみとして収集・処理し、民間施設にて焼却処理を行っている。
- 現在、広域での燃えるごみの新規処理施設建設整備を含めた検討を進めており、RDF化処理から焼却処理への移行に伴い、プラスチックのリサイクルが課題となることから、本市に適したプラスチックのリサイクルの最適化を図り、持続可能な廃棄物行政を推進している。

『現在ごみ固形燃料(RDF)化処理方式を採用し、燃料としての熱量確保のために「やわらかいプラスチック」を燃やすごみとして収集・処理しており、RDF化処理に適さない「かたいプラスチック」は燃えないごみとして収集・処理し、民間施設にて焼却処理を行っている。』



苅田町でも同様に、『焼却処理への移行』に伴い実施を検討する。

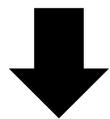
北九州市との分別方法の違い



○北九州市との分別方法の違い

苅田町では「燃やせるごみ」以外に分類されているものが、北九州市では「燃やせるごみ」(「家庭ごみ」という呼称)として分類されている。

品名(例)	北九州市の分類	苅田町の分類
アイスピック、一斗缶、かき氷機、カセットボンベ、三脚、鉈(なた)、ヘルメット	家庭ごみ(苅田町の「燃やせるごみ」に相当)	大型の燃やせないごみ、その他の燃やせないごみ



「RDF化処理」と「焼却処理」の処理方式の違いにより、分類が異なっている。

現在の『RDF化処理に適した分別(町民)』と『ごみ収集時の選り分け(業者)』を継続することで、「焼却処理」に適さないごみのある程度除去することができる。

【参考】焼却炉の燃焼温度

門司工場	燃焼ガス温度(℃)	
	最大値	最小値
1号炉	987	931
2号炉	958	928
3号炉	969	927

【主な金属の溶解温度】

- 鉄:1,536℃
- アルミ:660℃
- ステンレス:約1,400~1,500℃



⑤新方式のSDGsへの貢献度について

(委員質問・事務局回答)

Q.北九州市への処理委託を行う際、現方式と比較して二酸化炭素の排出量は抑えられるのか？

A.現方式と比較して二酸化炭素の排出量を抑えられることとなる。

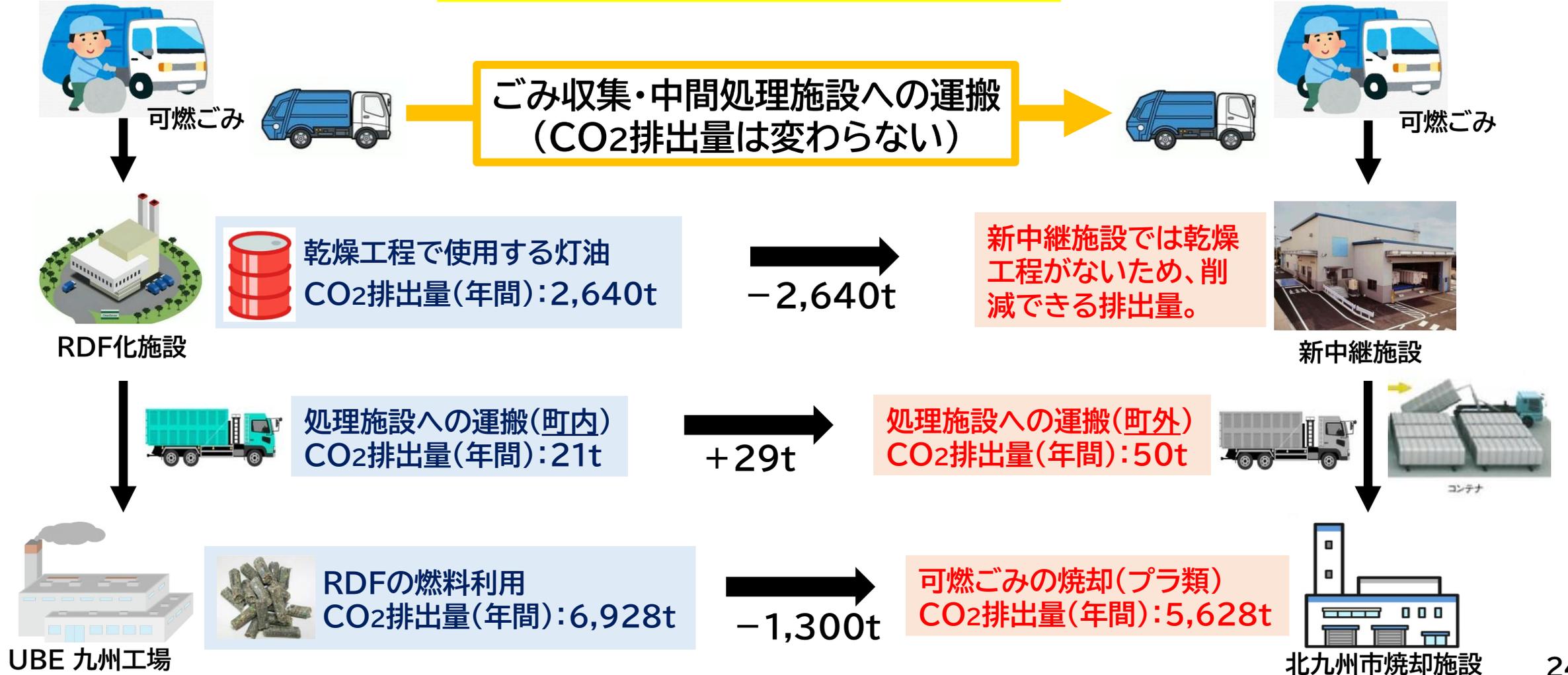
ごみ処理方式の変更に伴うCO₂削減量



現処理方式

CO₂削減量: 3,911t

次期処理方式



各処理段階のCO₂排出量



方式	燃料種	用途	年間量	CO ₂ 排出係数	CO ₂ 排出量
現処理方式	灯油	エコプラントの乾燥工程で使用する灯油の年間使用量	1,056kl	2.50 (tCO ₂ /kl)	2,640.0t
現処理方式	ガソリン	エコプラント～UBE九州工場第二地区 往復15km×8回(運搬回数/日)×312日 (週6日稼働)=37,200km÷4km(燃費/L)=年間使用量	9.4kl	2.29 (tCO ₂ /kl)	21.4t
次期処理方式	ガソリン	新中継施設～北九州市 新門司工場 往復42km×8回(運搬回数/日)×260日 (週5日稼働)=87,360km÷4km(燃費/L)=年間使用量	21.8kl	2.29 (tCO ₂ /kl)	50.0t
現処理方式	RDF	RDF年間製造量=UBE九州工場 第二地区での年間焼却量(R5実績値)	6,475t	1.07 (tCO ₂ /t)	6,928.3t
次期処理方式	廃棄物の焼却	「燃やせるごみ」中の廃プラスチック類の年間焼却量(R5実績値から算出)	2,039t	2.76 (tCO ₂ /t)	5,627.6t

現処理方式でのCO₂排出量
9,589t

次期処理方式でのCO₂排出量
5,678t

削減できるCO₂排出量
3,911t

【参考】「可燃ごみの焼却」にかかるCO₂排出量について



名古屋市HP(「ごみ・資源・リサイクルのQ&A」→ごみ焼却にかかるCO₂排出量について)

A:平成25年度のごみ中のプラスチックの量から推計すると、ごみ1トンの焼却につき約380kgのCO₂を排出することになります。1年間では、約23万トンのCO₂を排出しています。

(注)この数字はごみ中のプラスチック(石油が原料となっている)を燃やしたときに出るCO₂の排出量です。ごみ中の生ごみや紙くずなどを燃やしたときに出るCO₂は、もともと空気中から取り込まれたものが再度放出されるだけなので、CO₂の排出量として算定しないことになっています。

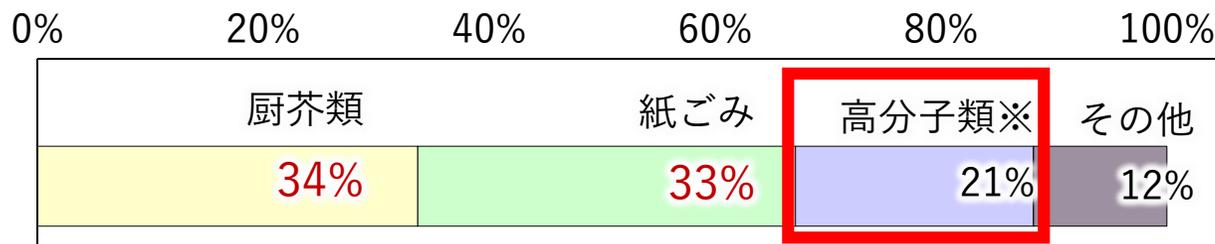


荻田町の令和5年度「可燃ごみ」排出量から計算してみると・・・

令和4年度に実施したごみ組成調査の結果から、高分子類(プラスチック類)の割合は21%

⇒「可燃ごみ」全体の排出量から、プラスチック類の排出量を算出し、これに排出係数を乗じることでCO₂排出量を算定した。

表8 ごみ組成調査結果の概要(その1)



$$9,707.96t \times 0.21 = 2,038.68t$$

R5可燃ごみ排出量 プラ割合 可燃ごみ中のプラ量

$$2,039t \times 2.76 = 5,627.64t$$

プラ量 排出係数 CO₂排出量

今回(9/26)の審議内容について

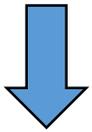


今回(第3回)は、

「町単独による中継施設の新設(北九州市への処理委託)が最適である。」

という第2回の審議結果を踏まえて、

「今後の具体的な取組み(諸条件の確認)」について、審議を行う。



①現施設の安定操業(延命化)によるごみ処理体制の維持

⇒ 中継施設完成までの「切れ目のないごみ処理体制の維持」を図るために。

②北九州市へごみ処理を依頼する上での条件の確認

⇒ 受入条件を整理し、「次期処理方式への円滑な移行」を図るために。

①現施設の安定操業(延命化)によるごみ処理体制の維持



中継施設完成までの「切れ目のないごみ処理体制の維持」を図るための取組み。

施設の延命化 (ハード面)

■大規模改修 (コスト面・技術面から実施できない)

■小規模修繕 (最低限の機能維持を図るため、計画的に行う)

ごみの分別・減量 (ソフト面)

●「正しい分別 (分別ルールの徹底)」

●「減量」

- 排出抑制の推進 (そもそもの排出量を減らす)

- リサイクルの推進 (「資源ごみ」へ細分別)

施設の延命化(ハード面)



■大規模改修(施設更新)

⇒ 次期ごみ処理方式は、「町単独による中継施設の新設(北九州市への処理委託)」とする予定であるため、大規模な施設更新はコストに見合わない。
(※そもそも業者が不在のため、技術面からも不可能。)

■小規模修繕

⇒ 新施設(中継施設)の完成までは、最低限の機能維持を図れる小規模修繕を行い、処理体制を維持することが求められる。コスト削減の面からも、**継続年数を早期に定め、計画的に修繕を行っていく**必要がある。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
エコ経過年数	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
エコ継続年数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年

↑
ケース④で想定した通りR11年度からのスタートであれば、4年間の機能維持で良いが・・・

ごみの分別・減量(ソフト面)



●ごみの「正しい分別」(分別ルール of 徹底)

家庭系ごみ

排出者(町民)に異物を混入させないように、ごみの分別ルールを徹底してもらう。

分別、再資源化について、SNSなどあらゆる媒体を通して情報提供・普及啓発を実施(町公式LINEでの「ごみ分別検索」機能の充実・強化＝簡単に分別がわかるツールの提供)。

事業系ごみ

同様の情報提供・普及啓発を実施。

事業系ごみについては、エコプラント搬入時の荷物検査の強化を定期的 to 実施。

広報『かんだ』令和2年11月25日号

混ぜればごみ!分ければ資源!



上記写真の鉄くずは、燃やせるごみとして出された袋に混ぜていたものです。

分別を守らなかった場合、ごみ処理施設の機械の故障につながり、多額の修理費用がかかる場合があります。

皆さん一人ひとりの心掛けが、ごみ処理の効率化につながります。

正しいごみの分別にご協力をお願いします。



●ごみの「減量」

ごみの「減量」については、主に2つの手法で取り組むことが効果的。

①排出抑制の推進(そもそものごみ排出量を減らす)

『ごみ処理基本計画』P8～ 方向性1・・・ごみの減量の推進

家庭・事業所から出るごみの減量

- ・食材の「3切り(使い切り、食べ切り、水切り)運動」の推進
- ・食品ロスの削減
- ・多量排出事業者制度の導入検討

ごみの有料化に向けた取組の導入

- ・できるだけ早い段階での「ごみの有料化」実施を検討する。
(平成27年に「早急に実施すべき」との答申 → 未実施のまま)



「ごみ有料化」について

答申:「ごみ有料化について」(平成27年11月)

⇒「**早急にごみ有料化を実施すべきである**」との内容。

「ごみ有料化」とは、町が一般廃棄物(ごみ)処理について、すべて税金で支出していた経費の一部を排出者(住民等)から手数料として徴収すること。
(手数料の徴収は、ごみ袋を有料化することにより行う。)



ごみ袋の作製費用や配送費用等のみをごみ袋料金として徴収するのは、ごみ袋の有料化(国が求める「有料化」ではない!)



**処理経費
(一部)**

ごみ処理経費の一部を排出者から手数料として徴収するのは、ごみ処理有料化

⇒「ごみ有料化」は、『ごみ処理有料化』として整理。

●ごみの「減量」



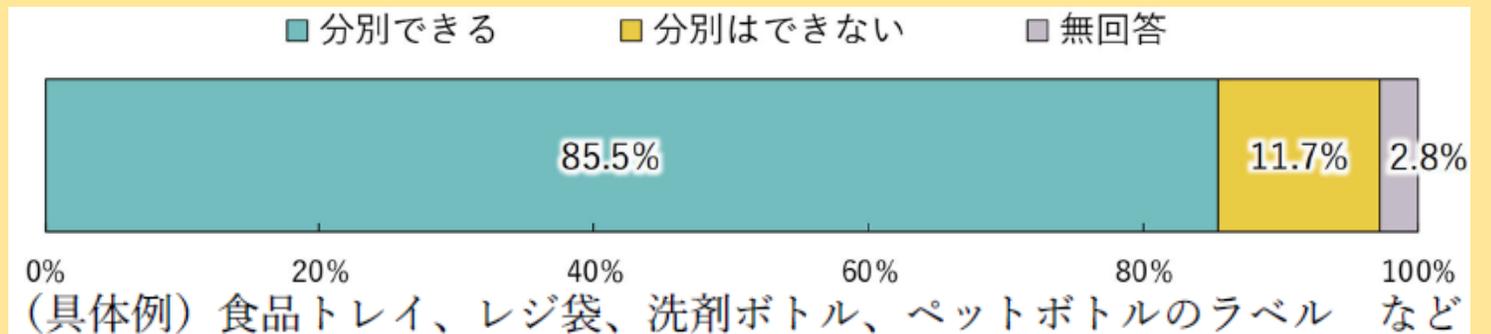
②リサイクルの推進(「資源ごみ」として取り出せるものを分別する)

『ごみ処理基本計画』P13～ 方向性2・・・分別・リサイクルの推進

『プラスチックごみ』の分別収集の推進

プラスチックごみは、分別収集の余地があると考えている町民が多く(右図)、新たな分別収集項目に設定することも視野に入れて取組を検討していく必要がある。

ごみの排出・処理に関わる町民アンケート調査(計画書P38)
【ペットボトル以外のプラスチック製容器包装ごみの分別について】



『紙ごみ』の分別収集の推進

生ごみに次いで2番目の排出量である「紙ごみ」のみを対象とした回収袋や収集日の設定などの取組みについても、可能性を調査し、導入を検討する。

②北九州市へごみ処理を依頼する上での条件の確認



【参考】北九州市環境局循環社会推進課 報告資料(北九州市HP)

「直方市の一般廃棄物の受入継続について(報告)」(令和4年3月22日)から抜粋

○ 本市のごみ処理の広域連携に係る基本的な考え方について

本市では、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、地域全体の環境保全と循環型社会の構築を図るなど、一般廃棄物の広域的な受入れを推進している。

受入れにあたっては、基本協定を締結し、次の「三原則」に適合していることを毎年度確認した上で、単年度の委託契約を締結している。

<三原則>

- ①本市のごみ処理に支障が生じるものでないこと。
- ②本市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を実施していること。
- ③本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること。



①北九州市のごみ処理に支障が生じるものでないこと

(1) 受入予定量が、北九州市施設の処理能力の範囲内で適正に処理できる量であり、北九州市のごみ処理に支障を生じないこと。

⇒ スライドNo.15「北九州市処理施設(新門司工場)の稼働率」 ■

(2) 圧縮中継施設を整備し、大型車両に積み替えて搬送することにより、搬送回数の削減を図る体制が整っていること。また、可能な限り都市高速道路を利用することにより、交通渋滞の低減を図ることが可能であること。

⇒ スライドNo.10～12(コンパクト・コンテナ方式の中継施設を整備)

⇒ スライドNo.14「北九州市処理施設と近隣の中継施設」

②北九州市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を実施していること



(1)リサイクル、ごみ減量状況(実績値:基準年度と比べて減っているか)の確認

		令和元年度	令和4年度	令和7年度	令和12年度
市民1人一日あたり家庭系ごみ量	北九州市	468g	452g	440g以下	420g以下
	苅田町	-	657g		



苅田町の家庭系ごみ量は減少傾向にあるが、北九州市と比較すると、更なるごみ減量の取組みが必要であることがわかる。

	家庭系ごみ量(1人一日あたり排出量)			
	可燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計
北九州市	440g	12g	77g	529g
苅田町	574g	83g	83g	741g
比率	1.3倍	7倍	1.1倍	1.4倍

可燃ごみについては、排出量全体の54%を占める「プラスチック類」と「紙ごみ」を取り出すことで減量が可能となる。

「粗大ごみ」の1人一日あたりの排出量は大きな差が出ているため、減量策を検討する必要がある。

【参考】「1人一日あたりのごみ量」について



前スライドでは、北九州市が主に用いている「**家庭系ごみの排出量**」で減量の状況を比較しました。

【苅田町】

「**一般家庭から出るごみ量**」
+「**事業所から出るごみ量**」
の1人一日あたり排出量を用いる。

『一般廃棄物(ごみ)処理基本計画』

	令和4年度 (基準)	令和7年度 (国の目標)	令和15年度 (最終目標)
1人1日ごみ量	約932g	850g以下	850g以下
リサイクル率	18.1%	28%以上	30%以上

【北九州市】

「**一般家庭から出るごみ量**」
の1人一日あたり排出量を用いる。

『第2期循環型社会形成推進基本計画』

	令和元年度	令和7年度	令和12年度
家庭系ごみ量	486g	440g以下	420g以下
リサイクル率	28%	30%以上	32%以上

※苅田町と北九州市では、各計画で目標値として使っている「ごみ量」の切り取り方が違っている点に注意！

②北九州市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を実施していること



北九州市のごみ減量の取組み

イチゴ1コ分ごみ減量大作戦！

北九州市は、令和12年度に市民1人1日当たりのごみ量が「420g以下」になることを目指して、さまざまなごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。市民の皆さんのご協力により、令和4年度のごみ量は「452g」になりました。

この目標を達成するためには、市民の皆さんが1人1日「約30g」のごみを減らすとともにリサイクルに取り組むことが必要です。日頃の小さな取り組みが大きなごみの減量につながります。それぞれができることから、毎日少しずつ始めていきましょう。

テキストで表示する

グラフで表示する

■（1人1日当たり）家庭ごみ量の推移

（年度）	（グラム）
平成22年度	505グラム
平成26年度	495グラム
平成30年度	463グラム
令和4年度	452グラム
令和12年度	目標は420g以下 あと約30g

令和12年度までにごみをイチゴ1コ分30gの削減が必要です！（1人1日当たり）



北九州市
環境マスコット
キャラクター
ていたん
好きなもの：イチゴ

©ていたん&ブラックていたん,北九州市

令和5年10月から
容器包装プラも！製品プラも！

プラスチックは 緑の指定袋へ

海洋への流出や、焼却時に二酸化炭素を排出することなどから、プラスチック資源を適切に処理し、循環利用する取り組みの重要性が高まっています。北九州市では、限りある資源を有効に活用するため、令和5年10月から「製品プラスチック」を含む、プラスチック資源の一括回収を開始します。分別収集にご協力をお願いします。

一括回収のポイント

- ◎令和5年10月2日(月)以降のプラスチック資源収集日から回収します。
- ◎収集曜日と指定袋に変更はありません。
- ◎緑の指定袋(プラスチック製容器包装用)に、製品プラスチックも一緒に入れて、資源物ステーションに出すことができます。



製品プラスチックってどんなもの？

洗面器や歯ブラシ、ハンガー、CDなど、プラスチック素材でできている製品です。

新たに分別回収が始まるもの

① プラスチックだけでできているもの

② 1辺の長さが50cm未満のもの

結びしろが
残るもの

袋に全体が
入るもの

【北九州市】ごみ減量の取組み例①



＼イチゴ1コ分ごみ減量大作戦！／
「1人1日30g削減」のためにできること

生ごみの水切り

-30g



生ごみ (300g)

生ごみの水切りをすることで“10%”の減量効果があると言われています。



生ごみを堆肥にすることもできます！

＼「生ごみコンポスト化講座」の参加者募集中！／

詳細は「講座・教室」の「生ごみコンポスト化講座」をご覧ください

☑「プラスチックの分別」

プラスチックの分別

-30g



卵のパック (15g)



歯ブラシ (15g)



プラスチックでできているものは、緑色の指定袋に入れてください。

【北九州市】ごみ減量の取組み例②



☑「紙類の分別」

☑ 紙類の分別

-30g



牛乳パック (30g)



牛乳などの紙パックは、市民センターなどの回収ボックスに持ち込んでください。



ティッシュの箱 (30g)



ラップの芯 (30g)

紙袋に入れる



ひもでまとめる



封筒や包装紙などの「雑がみ」もリサイクルでき、トイレトペーパーなどに生まれ変わります。袋に入れて古紙回収に出してください。

【北九州市】ごみ減量の取組み例③



☑「マイボトル」の利用

☑ マイボトルの利用

-30g



500mlペットボトル飲料を購入する代わりにマイボトルを利用すると、ペットボトル容器（30g/本）を削減できます。

プラスチックごみの削減だけでなく、お財布にも優しいね！



☑「詰め替えボトル対応商品の利用」

☑ 詰め替えボトル対応商品の利用

-30g



シャンプーや洗剤などは詰め替えボトル対応の商品を利用しましょう。プラスチックの削減につながります。

③北九州市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること



(1)「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン(第2期:R3~7)」への参画状況

地域の中心都市である北九州市と近隣17市町が、

「経済成長のけん引」 「高次都市機能の集積・強化」

3つの柱をもとに連携し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点(圏域)を形成する。

「生活関連機能サービスの向上」

生活機能の強化に係る政策分野
『環境保全・循環型社会構築に向けた
取組の推進』

北九州市都市圏域連携中枢都市圏
連携協約書

苅田町も当初から参画

平成28年 4月18日

北九州市 苅田町



直方市、行橋市、
豊前市、中間市、
宮若市、芦屋町、
水巻町、岡垣町、
遠賀町、小竹町、
鞍手町、香春町、
苅田町、みやこ町、
吉富町、上毛町、
築上町

一般廃棄物の
広域的な受入れ
(3市5町)



(2)その他「広域連携」の状況

『北九州市水道用水供給に関する基本協定』(令和6年5月1日)



【事業概要】

北九州市が苅田町、行橋市への約15kmの送水管を整備し、令和10年度から供給を開始。1日当たり最大9,700m³の供給が可能となり、行橋市の水需要の30%程度をまかなう計画。

【事業実施の背景】

- 福岡県「福岡県水道広域化推進プラン(令和5年3月)」
- 北九州市「**第2期連携中枢都市圏ビジョン 第3次改訂(令和5年8月)**」
 - 「生活関連機能サービスの向上」
 - 「上水道事業の発展的広域化の検討」

まとめ(北九州市へ処理委託した場合の流れ)



可燃ごみから分別

